



平成20年1月23日

各 位

会 社 名 株式会社ダイセキ環境ソリューション
代 表 者 名 代表取締役社長 二宮 利彦
コ ー ド 番 号 1 7 1 2 東 証 マ ー ジ ン
問 合 せ 先 取締役企画管理部長 村上 実
電 話 番 号 0 5 2 (6 1 1) 6 3 5 0 (代 表)

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成20年1月23日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 6,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第21条に規定される方式により、平成20年1月30日(水)から平成20年2月5日(火)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第37条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受人（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第21条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 申込証拠金 1株につき発行価格と同一の金額。
- (8) 払込期日 平成20年2月12日(火)
- (9) 申込株数単位 1株
- (10) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 二宮 利彦に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類及び数 当社普通株式 900株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社当社株主から900株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成20年2月13日(水)
- (7) 申 込 株 数 単 位 1株
- (8) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額。
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 二宮 利彦に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 900株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第37条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 野村證券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 平成20年2月25日(月)
- (6) 払 込 期 日 平成20年2月26日(火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 1株
- (8) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 二宮 利彦に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社当社株主から900株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、900株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成20年1月23日(水)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式900株の第三者割当増資（以下「第三者割当増資」という。）を、平成20年2月26日(火)を払込期日（以下「第三者割当増資の払込期日」という。）として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成20年2月19日(火)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	53,100株(平成20年1月23日現在)
公募増資による増加株式数	6,000株
公募増資後の発行済株式総数	59,100株
第三者割当増資による増加株式数	900株(注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	60,000株(注)

(注)上記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限2,274,220,500円について、全額借入金の返済に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の調達資金を借入金の返済に充当することにより、財務安定性の向上及び財務基盤の強化に貢献するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元の設定は経営の最重要事項として認識し、将来の事業展開を考慮しつつ、内部留保の充実により企業体質の強化を図りながら、株主の皆様へ安定した利益還元を行うことが重要であると考えております。利益還元は、業績の伸長にあわせて行う方針であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記基本方針に基づき、今後の経営環境や業績動向等を総合的に勘案し、決定してまいりたいと考えております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後積極的な事業拡大を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成17年2月期	平成18年2月期	平成19年2月期
1株当たり当期純利益	3,736.50円	3,796.38円	12,244.04円
1株当たり年間配当金	-円	-円	-円
実績配当性向	-%	-%	-%
自己資本当期純利益率	4.2%	9.3%	24.1%
純資産配当率	-%	-%	-%

(注) 1. 自己資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を自己資本(期首の純資産の部合計と期末の純資産の部合計の平均)で除した数値であります。

2. 平成16年8月31日付で1株につき2株の割合で、平成17年10月20日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

過去のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成17年2月期	平成18年2月期	平成19年2月期	平成20年2月期
始 値	320,000円	757,000円 313,000円	260,000円	360,000円 292,000円
高 値	1,200,000円	760,000円 405,000円	380,000円	602,000円 540,000円
安 値	315,000円	522,000円 203,000円	215,000円	356,000円 268,000円
終 値	757,000円	605,000円 271,000円	363,000円	576,000円 298,000円
株価収益率	202.59倍	71.38倍	29.64倍	-倍

(注) 1. 平成20年2月期の株価については、平成20年1月22日現在で表示しております

2. 平成16年12月8日付で株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以降の株価を表示しております。

3. 平成18年2月期の株価について、印は、平成17年10月20日付株式分割による権利落後の株価であります。

4. 平成20年2月期の株価について、印は、平成19年9月1日付株式分割による権利落後の株価であります。

5. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。